# 第12回 自治基本条例検討市民委員会 会議概要

日 時:平成19年3月23日(金)

午後1時30分~4時00分

場 所:本館6階 講堂

出席者: 【委員】50音順

五十嵐 寛 公募委員

五十嵐由利子 新潟大学副学長(教育人間科学部教授)

岩橋 茂夫 公募委員上杉 国武 公募委員

副会長 風間 淳一 5区自治協議会準備会会長(秋葉区)

河村勲公募委員香田和夫公募委員武内裕子公募委員

会長 原 敏明 新潟総合学園 事業創造大学院大学研究科長

樋口玲子公募委員藤田正公募委員松下久美子公募委員

山際 幸子 7区自治協議会準備会委員(西区)

【オブザーバー】

塩田 誼 地域自治委員会副会長

【事務局】

西 和男 政策推進室長 中澤 晃一 政策推進担当課長

 寺田
 稔
 政策推進員

 井崎
 規之
 政策推進員

- 1 次 第
- (1)開 会
- (2)議事

最終報告書の検討

- (3)閉 会
- 2 議事内容

# 原会長

それでは、本委員会として答申を行うにあたり、最終報告書の検討を行いたいと思うが、 二人の委員より提案がなされているので、これについて当該委員からのご説明をお聞きし たいと思う。

## 岩橋委員

見直し規定に関連し、これを推進するための組織の設置を提案したい。この意見は、検討の途中において、藤田委員並びに樋口委員からも示されたものであったが、実際に審議を進める中で、当該検討を行った第8回会議においてはほとんど議論されることなく審議が終わってしまったと記憶している。

本条例を規定する中で,この実効性を高めるためにも,既存の条例や要綱などとの整合性等を積極的に調査,審議し,調整するための組織が必要であるか否か,今一度,委員会の場で皆さんからご意見をいただきたい。

# 五十嵐寛委員

見直し規定及び組織についても、本委員会においてこれまで議論を重ねてきたことであり、前回の会議においていただいた市民意見を基に条例全体の確認を終えたと理解している。実際に30日の答申を間近に控え、十分な議論が期待できるか疑問である。

### 香田委員

市議会議員でさえ,本条例について理解していない者がまだいるようである。本日,本 委員会での審議を終え,市長へ答申後は,最終的には本条例案の扱いは議会に委ねられる こととなる。

こうした中において,条例が正しく運用されているか否かをチェックする機関の設置に ついての提案であるから,時間をかけて是非十分な議論を行いたいと思う。

## 藤田委員

岩橋委員から本日改めてご提案いただいた。本来であれば会議の検討においてその時に 議論すべきであったが,意見提出を行った私においても見過ごしてしまった。

本来,本条例の制定に合わせて,色々な制度を定める他条例との整合性も検討していくべきであるが,そうはいかない様なので,本条例の運用後,その他の条例との整合をチェックする役割を担う機関について議論すべきと考える。

# 上杉委員

素案の中において、「他の条例等を制定し、改廃しようとする場合は、この条例との整合を図ります」と定めた。本条例は実際に市民に活用されることが重要である。本条例に魂を入れる具体として、見直し機関は必要ではないか。

#### 松下委員

今程の委員のご意見は,見直し機関について十分な検討を行ったのかというご指摘でもあるうかと思うが,ちなみに,本委員会において開催をする予定であった第2回市民フォーラムの取り扱いについて,事務局から十分な説明を受けていないと感じる。今一度,ご説明願いたい。

### 樋口委員

実際に見直し規定について審議を行った第8回会議では,あっさりと議論がおわってしまったと感じていた。繰り返しとなるが,見直し機関は条例中において是非明記すべきと考える。明記することによって,市民も市に指摘できるようになるなど,実効性が増すものと思う。

## 五十嵐寛委員

この度公表した中間とりまとめ案について,ご意見をお寄せいただいた市民は13名であった。本条例について,複数いる議員の中でも当然に温度差があるだろう。

一度審議を行っていることでもあるので,本委員会においてこのような議論があったということを,しっかりと議会側に伝えることで良いのではないか。

## 寺田政策推進員

各委員のご質問・ご懸念について事務局からご説明させていただく。

見直し機関についてであるが、この点については「資料 条例の見直し規定(全45市・区の自治基本条例等)」として、見直し期間とともにそれを行う具体的な組織についても他自治体の状況等を事務局からお示しし、これを踏まえてご審議いただいたものと理解している。

また,第2回市民フォーラムについては,各委員から日程調整をいただき2月半ばを目途に素案の検討を進めていただいたが,臨時会議の開催など熱心なご議論により,開催時期の延長を見据えても,準備期間等との都合上,時期的に折り合いがつかず実施されないこととなった。本委員会の場でも合意をいただいた事項である。

## 藤田委員

本委員会の当初にお願いした件であるが,本委員会と議会側との話し合いの場が未だに 設定されていない。本委員会素案を,市民に対して責任をおって送り出すためにも是非お 願いいたいと思う。

### 香田委員

民主主義社会の現代において,自治体の憲法とも言われる本条例が,市民が知らぬ状態において制定されることを最も危惧している。市民をはじめ各種団体などにおける周知もまだまだ至っていない。

### 原会長

見直し機関の設置を盛り込んだほうが良いとのご意見が多いようである。岩橋委員のご 意見では,見直し機関として推進委員会の設置から是正のための意見書の提出まで具体的 な事項をいただいているが,盛り込むのであっても,もっと簡易に素案に追加するかたち で検討した方が良いのではないか。

#### 五十嵐(由)委員

見直し規定以外の条項をみても,どのように推進していくかといった事項までは規定されていない。この部分だけを突出して規定する必要はないのではないか。

# 風間副会長

答申の素案を検討することが本委員会の担う役割である。まずは,本条例を市民に広く知らしめることが先決ではないか。素案においては,5年以内に見直しを行うということは明示しており,これで十分ではないだろうか。

### 岩橋委員

意見書においては,他条例との整合や本条例運用の積極的な推進などを含めて組織の設置を提案させていただいたが,五十嵐(由)委員のご指摘を踏まえて,ここでは見直しに関する組織のことだけを明示することでいかがか。

ちなみに、現在の新潟市の公募に関する指針においては附属機関等に関し、「委員の一部を公募により」と定めているが、素案においては「可能な限り」と定めることとした。この場合は整合しているといえるのか事務局に伺いたい。

### 寺田政策推進員

どちらも,簡単に言えば1%~99%といった公募委員の割合を意味する規定であり,

特に不整合があるというまでではないだろう。

### 原会長

それでは、まず見直しに関する規定を修正すべきか否かについて採決を行う。

## ~ 採 決 ~

- ・修正すべき 7名
- ・修正すべきでない 5名

それでは,採決の結果,見直し機関の設置を明示することとして修正を行いたい。どのように修正を行うべきか,さらにご意見があればうかがいたい。

## 五十嵐(由)委員

岩橋委員からは、「推進委員会」という表現でご提案をいただいているが、内容は見直し についてということであれば、この名称等は相応しいか検討が必要であろう。

# 武内委員

岩橋委員のご提案は,市長による委員会でなければ条例の見直し等に対し意見を言うことはできないと想定されてのものか。市民は皆意見を出すことができるのではないか。

### 岩橋委員

当初は推進等を含む広義の委員会の設置として提案をさせていただいたが,今は皆さんのご意見を受け,整合性の調査等といった役割は除外し,市民のための本条例についての窓口的な委員会を設けてはどうかと考えている。

## 武内委員

どこに意見を持っていけば良いのか,窓口が見えるということは市民の安心に繋がると思う。まずは本条例が市民に身近なものとなるような窓口機能をもった組織の名称を示せれば良いと思う。推進委員会として,整合性の調査等といった機能は次のステップであろうか。

### 原会長

それでは、推進という言葉を用いると別の意味が加わるので、ここでは見直し機能だけを着目し、素案の「市は、この条例の施行後5年以内に、」の後に、「この条例の実効性を高めるため、新潟市自治基本条例検討委員会を設置し、」という一文を加えてはいかがか。皆、異論が無いようなのでそのように素案を修正することとする。

#### 寺田政策推進員

委員会の立法趣旨は理解した。しかしながら,現在の素案における見直し規定は,実際に条例化する際はいわゆる附則に該当するものとなっている。その附則において,そのような規定の仕方が法制的に可能であるのか疑問を感じる。答申には含めるものとしていただいて構わないが,市長が答申を受け,実際に市として条例化作業を行う際は別の規定の仕方となる可能性があることをご承知置きいただきたい。

### 原会長

次に,藤田委員からも書面による意見提出をいただいているので,これについてご説明願いたい。

# 藤田委員

市民主権について,本委員会において明示すべきだという意見があったことを,しっかりと明記していただきたく提出させていただいた。市民主権に関して,事務局は憲法上の観点から法的に問題があるという指摘であったが,外国人に対する参政権の付与に係る最

高裁判決を踏まえても、そのようには解されないと考えている。

また,補完性の原理についても,事務局の考え方は「昇秀樹」氏によるものと推察するが,私の考える一般論とは全く考え方が異なるものであり,本条例の考え方から削除した方が良いと思っている。

さらに,本委員会の委員の選任にあたっては,地元である新潟大学においても地方自治の専門研究家が別にいらっしゃる中,多忙により出席されない方々を委員に選任することはいかがなものかと感じる。その他,詳しくは書面をご参照いただきたい。

# 武内委員

具体的に,答申案において,市民が主権者であるということを明示しないとおかしいと 藤田委員が考える部分はどこか伺いたい。

## 藤田委員

基本理念や基本原則において、市民が主権者であるということを明記すべきと考える。

## 武内委員

同じく、補完性の原理について、昇氏の指摘される考え方は否定するということか。

### 藤田委員

その通りである。

### 原会長

藤田委員のご意見に関し,法的な考え方について事務局にも確認したいと思う。

## 寺田政策推進員

藤田委員が引用されている最高裁判決について補足させていただく。外国人に対する参政権について,国が法律制定を怠っているとのご指摘は藤田委員の考え方であり,最高裁判決の判旨ではない。最高裁の判旨は,憲法上の解釈としては,日本国民たる国籍を有する者が住民として地方選挙権を有するというものである。なお,永住外国人に対して参政権を否定するものではない。この点は,立法上の問題であって,立法措置をとらないからといって憲法違反となるものでもない。

また,憲法などに示される一般的な「主権」ではなく,本条例において用いている「主体」という意味で「主権」を用いることとし本文中に定義するのであれば,それはもちろん差し支えないものである。

補完性の原理については、昇氏の考え方を参考とさせていただいているものではあるが、 互助という整理の仕方をとっていないなど、全くそのとおりという訳ではない。補完性の 原理は、多くの自治基本条例において採用されている考え方であり、これを条文において 明示する自治体もあるが、本市においてはご承知のとおり明記するものではなく、根幹と なる考え方として解説において触れさせていただいている。

# 岩橋委員

委員の選任のあり方については,藤田委員に賛同する。

#### 百会長

これらのご意見を改めて本委員会において検討すべきか。

# 藤田委員

この場での検討は不要である。記録として残していただきたい。

### 原会長

そのように扱いたい。

それでは,先回の検討結果を事務局よりまとめていただいた資料「資料1 自治基本条例検討市民委員会素案(中間とりまとめ案)に対する市民意見への対応について」を各委員からご確認いただきたい。

## 藤田委員

参考意見であるが,素案を審議してきた本委員会において,それに対する意見を再検討することは難しいと感じた。市民の皆さんからいただいたご意見を生かすような体制が必要であろう。

# 寺田政策推進員

先回会議において持ち越しとなった法制的な部分についてご説明させていただく。

「第1章 総則」の用語の定義において、被定義語句の後にわかりやすいよう「:」記号を挿入すべきとのご意見をいただいたが、市民にとってわかりやすくという観点から、そのように修正させていただきたいと思う。また、市民の定義において、「事業活動その他の活動を行う人」と「若しくは」の間に読点を挿入すべきとのご意見をいただいたが、これは法的には挿入すべき箇所ではないため素案のとおりとしたい。

次に、「第2章第2節 市議会」の市民に開かれた議会において「及び」を削除すべきとのご意見をいただいたが、この「及び」は、会議の公開と情報の共有化とが並列関係にあることを示すために用いたものであり必要なものと考え修正は行わないこととしたい。

## 原会長

承知した。皆も特にご意見がないようである。その様に扱われたい。

次に、「資料2 (仮称)新潟市自治基本条例素案について(答申)」において、まず、 主な論点とその結論についてこれまでの議論の漏れがないかご確認願いたい。

### 原会長

皆,修正意見がないようなので,続けて「資料3 (仮称)新潟市自治基本条例素案 < 前文案 > 」について検討を行う。事務局よりご説明願いたい。

### 寺田政策推進員

前文について,本委員会におけるこれまでのご意見や,市民よりご提出いただいたご意見を受けて,盛り込めるもの,盛り込めないもの,その表現の程度に差はあるが,可能な限り趣旨を汲み取り,格調高く一つの文章として資料のとおりまとめさせていただいた。

例えば,市民が主人公であることや,町民自治及び農民自治の具体,世界平和という大きな観点からの書き出し,市民一人ひとりの人権の尊重などを取り入れさせていただいている。

### 原会長

それでは,各委員からご意見をいただきたい。

### 松下委員

意見ではないが、「共助と協働の環」という表現において、「環」という表記は正しいか 伺いたい。

# 寺田政策推進員

ご指摘のとおり、「輪」という表記もあろうかと思うが、「環」という表記も本市だけでなく環境省をはじめとした国等においても用いられている用語である。

### 原会長

それでは、皆、特にご意見が無いようなので、前文についても資料のとおり了承する。

### 西政策推進室長

前文は文章としての感覚が強く、人によっては好みなどもあろうかと思う。本委員会においては、盛り込むべき事項についてまずご意見をいただき、本日、ようやく一つの文章としてお示しすることができた。この前文についてご了承いただいた旨を本委員会意見として、最終答申の報告書に加えさせていただきたいと思う。

#### 原会長

そのように取扱われたい。

前文が組み込まれ、最終報告書がまとまったことになるが、いま一度、修正等のご意見があるか伺いたい。

#### 藤田委員

区自治協議会の委員の選任について,準公選制という意見を提示させていただいた。この部分は盛り込まれているか確認したい。

## 寺田政策推進員

資料3の20ページ目において「区自治協議会の委員の選考方法や公募に関する意見もあった」という表現でまとめさせていただいている。

## 原会長

「準公選制とするなど」と加えてはどうか。

# 寺田政策推進員

その様に修正したい。

## 原会長

本日の修正点については,事務局より資料等の修正をいただき,会長である私が確認し 答申させていただきたいと思う。

これで一通り審議を終えることになるが,事務局より何か確認等あるか。

### 寺田政策推進員

最後に,事務局から,「第2章第1節 市民」において,政策の執行の過程に参画する権利とは,どのように委員会としてお考えであるか,その立法趣旨をご確認させていただきたい。

#### 原会長

一つは協働することであろう。

#### 寺田政策推進員

協働することだけであるとすると、協働する権利と言い換えても差し支えないものだろうか。協働とは、一方だけでなく相手側があってのことであり、権利として馴染まない事例もあるのではないだろうか。

本市には,市政全般について誰もが意見を提出できる「市長への手紙」という制度があり,これをもって執行過程を含めた市民の意見表明権であるとのご意見あれば事務局も理解できるがいかがか。

法制的な観点から、執行過程における参画の権利の具体を確認させていただきたい。

# 武内委員

規定の意図としては,市政の最初から最後まで市民が参画できるということが表現されれば良い。

# 樋口委員

意見表明に類するものであれば,パブリックコメント制度もあろうが,これでは執行過程における参画の権利というには不足があるのだろう。

# 原会長

執行過程における参画の権利の具体は,事務局ご指摘の意見表明権と解することで良いか。皆賛同している様なのでそのように取扱われたい。

それでは、本委員会に付託された審議を全て終え、閉会することとしたい。

# 3 その他

最終答申は,3月30日(金)に会長及び副会長から市長へ手渡される予定となっております。

以上

# 4 会議資料

資料 1 自治基本条例検討市民委員会素案(中間とりまとめ案)

に対する市民意見への対応について

資料2 (仮称)新潟市自治基本条例素案について(答申)

資料3 (仮称)新潟市自治基本条例素案<前文案>

参考資料 各委員からの提出意見書